

安芸高田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

安芸高田市市長 石丸 伸二

安芸高田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

安芸高田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成 16 年条例第 176 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 条から第 7 条まで (略)  (服務規律) 第 8 条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、 <u>災害(水火災又は地震等の</u>	第 1 条から第 7 条まで (略)  (服務規律) 第 8 条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、 <u>水火災その他の災害</u>

災害をいう。以下同じ。)の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

第9条から第11条まで (略)

(報酬)

第12条 団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。

2 団員には、次により、年額報酬を支給する。

団長	年額	116,000円
副団長	年額	82,000円
分団長	年額	65,000円
副分団長	年額	53,000円
部長	年額	44,000円
班長	年額	37,000円
団員	年額	32,000円

3 団員が災害、捜索、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、別表により出勤報酬を支給する。

(費用弁償)

第13条 団員が公務のため旅行した場合、団長については非常勤の特別職の例により、それ以外の団員については一般職の例により、費用弁償を支給する。

\_\_\_\_\_を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

第9条から第11条まで (略)

(報酬)

第12条 団員には、次により報酬を支給する\_\_\_\_\_。

団長	年額	116,000円
副団長	年額	82,000円
分団長	年額	65,000円
副分団長	年額	53,000円
部長	年額	44,000円
班長	年額	37,000円
団員	年額	32,000円

(費用弁償)

第13条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、別表により費用弁償を支給する\_\_\_\_\_。

2 前項の場合を除き、団員が公務のため旅行した場合、団長については非常勤の特別職の例により、それ以外の団員については一般職の例により、費用弁償を支給する。

<p>(支給方法)</p> <p>第 14 条 年額報酬は、年額を 4 で除して得た額を支給するものとし、その支給日は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、その日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日をいう。以下同じ。)、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。</p> <p>(1) 4 月から 6 月まで 7 月 20 日</p> <p>(2) 7 月から 9 月まで 10 月 20 日</p> <p>(3) 10 月から 12 月まで 1 月 20 日</p> <p>(4) 1 月から 3 月まで 4 月 20 日</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、団員が次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれの在職期間に応じて月割りにより計算した額を支給する。</p> <p>(1) 前項各号に定める期間の途中において、団員に任命され、若しくはその職を離れた場合又は団員として勤務しない期間がある場合</p> <p>(2) 前項各号に定める期間の途中において、年額報酬の額の異なる階級に異動した場合</p> <p>3 出勤報酬の支給日については、年額報酬の例による。</p> <p>4 費用弁償の支給方法については、一般職の職員の給与及び旅費の支給方法の例による。</p>	<p>3 報酬及び費用弁償の支給方法については、安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例(平成 16 年安芸高田市条例第 40 号)の例による。</p>
<p>(公務災害補償)</p> <p>第 15 条 (略)</p> <p>(退職報償金)</p> <p>第 16 条 (略)</p> <p>別表(第 12 条関係)</p>	<p>(公務災害補償)</p> <p>第 14 条 (略)</p> <p>(退職報償金)</p> <p>第 15 条 (略)</p> <p>別表(第 13 条関係)</p>

支出項目		支給額	支出項目		支給額
災害 及び捜索出動	4 時間未満	2,500 円	水火災及び捜索出動	4 時間未満	2,500 円
	4 時間以上	5,000 円		4 時間以上	5,000 円
(略)			(略)		

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。